

柴田町保育所保育料徴収規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第6号

柴田町保育所保育料徴収規則等の一部を改正する規則

(柴田町保育所保育料徴収規則の一部改正)

第1条 柴田町保育所保育料徴収規則(平成18年柴田町規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育料の額)</p> <p>第3条 次に掲げる教育・保育給付認定子ども(法第20条第4項に規定する「教育・保育給付認定子ども」をいう。以下同じ。)に係る保育料は、0円とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1号</u>に該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>(2) <u>法第19条第2号</u>に該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)を除く。)</p> <p>2 <u>法第19条第3号</u>に該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次条において「満3歳未満保育認定子ども」という。)に係る保育料は、別表第1に定めるとおりとする。</p>	<p>(保育料の額)</p> <p>第3条 <u>次の各号</u>に掲げる教育・保育給付認定子ども(法第20条第4項に規定する「教育・保育給付認定子ども」をいう。以下同じ。)に係る保育料は、0円とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1項第1号</u>に該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>(2) <u>法第19条第1項第2号</u>に該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)を除く。)</p> <p>2 <u>法第19条第1項第3号</u>に該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次条において「満3歳未満保育認定子ども」という。)に係る保育料は、別表第1に定めるとおりとする。</p>

(柴田町子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第2条 柴田町子ども・子育て支援法施行細則(平成27年柴田町規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準)</p> <p>第13条の2 柴田町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例(平成27年柴田町条例第17号)第2条の町が定める額は、法第19条第1号及び第2号に掲げる小学校就学前子どもにおいては0とし、同条第3号に掲げる小学校就学前子どもにおいては、教育・保育認定保護者の属する世帯の所得の状況等に応じ、柴田町保育所保育料徴収規則(平成18年柴田町規則第43号)に定める基準により算定した額とする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準)</p> <p>第13条の2 柴田町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例(平成27年条例第17号)第2条の町が定める額は、法第19条第1項第1号及び第2号に掲げる小学校就学前子どもにおいては0とし、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもにおいては、教育・保育認定保護者の属する世帯の所得の状況等に応じ、柴田町保育所保育料徴収規則(平成18年柴田町規則第43号)に定める基準により算定した額とする。</p> <p>2～3 (略)</p>

(柴田町保育の利用等に関する規則の一部改正)

第3条 柴田町保育の利用等に関する規則(平成27年柴田町規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定による保育所における保育の利用及び同条第2項の規定により必要な保育を確保するための措置として講ずる認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園で子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。))における保育の利用又は家庭的保育事業等(児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。))</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定による保育所における保育の利用及び同条第2項の規定により必要な保育を確保するための措置として講ずる認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園で子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。))における保育の利用又は家庭的保育事業等(児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。))</p>

<p>による保育の利用及び同条第3項の規定による保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用についての調整に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入所等の申込み等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 入所等の申込みを行った保護者は、当該入所等の申込みを取り下げ、又は法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当することによる法第20条第1項の認定(以下「2号・3号認定」という。)を有しなくなったときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>による保育の利用及び同条第3項の規定による保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用についての調整に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入所等の申込み等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 入所等の申込みを行った保護者は、当該入所等の申込みを取り下げ、又は法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当することによる法第20条第1項の認定(以下「2号・3号認定」という。)を有しなくなったときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p>
---	--

(柴田町保育所規則の一部改正)

第4条 柴田町保育所規則(平成27年柴田町規則第24号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保育の利用に係る資格)</p> <p>第6条 保育所において、保育の利用を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する乳幼児とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の認定(同法第19条第2号に掲げる者に係る認定及び同条第3号に掲げる者に係る認定に限る。以下「支給認定」という。)を受けた保護者が現に監護する当該支給認定に係る乳幼児</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(保育の利用に係る資格)</p> <p>第6条 保育所において、保育の利用を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する乳幼児とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の認定(同法第19条第1項第2号に掲げる者に係る認定及び同項第3号に掲げる者に係る認定に限る。以下「支給認定」という。)を受けた保護者が現に監護する当該支給認定に係る乳幼児</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。